



山形県公報

令和5年8月25日(金)
第432号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……873
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……874
- 種畜証明書の交付の通報……………(畜産振興課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……875
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……876
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……877
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……878
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 令和5年度採石業務管理者試験の実施……………(産業創造振興課) ……879
- 一般競争入札の公告……………(専門職大学整備推進課) ……880
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……881

## 告 示

### 山形県告示第598号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内協同ファーム  
代表理事 今野 裕之  
鶴岡市八色木字西野338番地
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-----|------------|----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |          |
| 高橋 直之<br>玄米               | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和5年8月8日 |

|              |             |  |
|--------------|-------------|--|
| 五十嵐 良一<br>玄米 | 同 左         |  |
| 芳賀 修一<br>玄米  | 同 左         |  |
| 高橋 紗代<br>玄米  | 今野 紗代<br>玄米 |  |
| 舟越 裕子<br>玄米  | 同 左         |  |

**山形県告示第599号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成15年8月29日  
28
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社ヤマラクフーズ  
代表取締役 山口 長一  
南陽市宮内715番地の3
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 新 野 純 一 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |
| 須 藤 一 志 | 玄米             |            |
| 佐 藤 智 紀 | 玄米             |            |
| 新 野 悟   | 玄米             |            |

**山形県告示第600号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種         | 名 前                                                        | 飼 養 者          |                        |
|-------------|-------|-------------|------------------------------------------------------------|----------------|------------------------|
|             |       |             |                                                            | 住 所            | 名 称（氏 名）               |
| 32306010008 | 豚     | パークシャ<br>一種 | ドイツヤム ラ<br>セツター ヤマガ<br>タ 1 0008<br>(日豚B種B B06<br>-A000078) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚研究所 |

**山形県告示第601号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市久保手地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月16日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第602号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市大字角沢地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年9月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第603号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡川西町大字西大塚地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月10日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第604号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営真室川北部地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営真室川北部地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年8月31日から同年9月29日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第605号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営間坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営間坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
米沢市役所及び川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年8月25日から同年9月25日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第606号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

- 東村山郡山辺町大字大塚地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月21日から同年10月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第607号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市大字高楯地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月21日から令和6年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第608号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月17日から令和6年2月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測深）

**山形県告示第609号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上川中流域（新庄河川事務所管内）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年10月15日から令和5年6月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測深）

**山形県告示第610号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年11月22日 指令村総建第310号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市六田二丁目18番2、18番12、18番13、29番、30番2、30番3、56番1、56番2、56番3、56番4、56番

5、56番6、811番、18番2先、811番先、30番2先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ

山形県告示第611号

次の開発行為は、完了した。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和5年8月8日 指令村総建第186号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字上野1772番1、1772番3、1772番4、1775番2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡山辺町大字山辺1772番地1 多田 准

山形県告示第612号

次の開発行為は、完了した。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和5年8月9日 指令村総建第188号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字小塩字塩江46番5、50番2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡中山町あおば23番地2 ガーデンハウスD 武田 貴紀

山形県告示第613号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |       |               |   |   |
|---|-------|---------------|---|---|
| 〃 | 山形南支店 | 山形市本町一丁目4番21号 | 〃 | 〃 |
|---|-------|---------------|---|---|

を

|   |          |               |   |   |
|---|----------|---------------|---|---|
| 〃 | 山形南支店    | 山形市本町一丁目4番21号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | リリー諏訪町支店 | 〃             | 〃 | 〃 |

に、

別表第5中

|   |      |            |               |   |   |
|---|------|------------|---------------|---|---|
| 〃 | 間沢支店 | 〃          | 西川町大字間沢64番地の5 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新庄支店 | 新庄市沖の町5番5号 | 〃             | 〃 | 〃 |

を

|   |      |            |   |   |
|---|------|------------|---|---|
| 〃 | 新庄支店 | 新庄市沖の町5番5号 | 〃 | 〃 |
|---|------|------------|---|---|

に、

|   |      |   |   |   |
|---|------|---|---|---|
| 〃 | 白岩支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|------|---|---|---|

を

|   |      |   |   |   |
|---|------|---|---|---|
| 〃 | 白岩支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 間沢支店 | 〃 | 〃 | 〃 |

に、

|   |                      |   |   |   |
|---|----------------------|---|---|---|
| 〃 | 寒河江支店<br>寒河江南出<br>張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|----------------------|---|---|---|

を

|   |                      |   |   |   |
|---|----------------------|---|---|---|
| 〃 | 寒河江支店<br>寒河江南出<br>張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 西川支店                 | 〃 | 〃 | 〃 |

に、

|   |       |                     |   |   |
|---|-------|---------------------|---|---|
| 〃 | 西川支店  | 〃 西川町大字間<br>沢64番地の5 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新庄北支店 | 新庄市沖の町5番5号          | 〃 | 〃 |

を

|   |       |            |   |   |
|---|-------|------------|---|---|
| 〃 | 新庄北支店 | 新庄市沖の町5番5号 | 〃 | 〃 |
|---|-------|------------|---|---|

に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年8月28日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同年9月11日から施行する。

**公 告**

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和5年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月13日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 山形県工業技術センター 講堂

山形市松栄二丁目2番1号

## 2 受験手続

受験願書を令和5年9月4日（月）から同月15日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、東北農林専門職大学（仮称）学生食堂厨房構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年10月5日（木） 午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 東北農林専門職大学（仮称）学生食堂厨房構築業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部専門職大学整備推進課 電話番号 023(630)2383
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県農林水産部専門職大学整備推進課で交付するほか、山形県の



ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年9月21日（木）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格申請書を同月15日（金）午後5時までに山形県農林水産部専門職大学整備推進課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Full installation and set-up of cooking appliances and equipment in the student cafeteria kitchen of the Tohoku Professional University of Agriculture and Forestry (tentative name): 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 5, 2023

(3) Contact point for the notice: Professional University Development Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2383

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

交通反則通告管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和5年5月12日

4 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号

5 落札金額 7,007,220円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和5年3月28日

令和5年8月25日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年8月25日発行 発行人 山形県